

平成29年海審第2号

裁 決  
瀬渡船A釣客死亡事件

受 審 人 a 1  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士  
補 佐 人 3人

本件について、海難審判所は、理事官浅野真司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
平成28年12月29日13時05分  
山口県蓋井島北部西岸
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 瀬渡船A  
総 ト ン 数 11トン  
全 長 17.00メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 411キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備等

Aは、平成12年4月に第1回定期検査を受検した最大搭載人員が旅客30人船員2人のFRP製小型兼用船で、船首甲板から前方に瀬渡し用張出部（以下「槍出し」という。）が設けられ、船体ほぼ中央に操舵室が、同室後方に船室がそれぞれ配置されていた。

槍出しは、先端から船首甲板前部のたつまでの長さが2.65メートル、幅が先端で0.88メートル、たつの前方で2.40メートルとなっており、先端部の海面上高さが約1.8メートルで、同部には、幅0.35メートル、直径1.00メートルのタイヤ2個がチェーンによって取り付けられ、槍出しの床には、幅0.75メートル、長さ2.00メートルのゴム製シートが敷かれ、高さ0.85メートル、長さ4.10メートルのハンドレールが槍出しの先端両舷から左右のブルワーク上縁にかけて取り付けられ、同先端における左右のハンドレール間の幅が0.75メートルであった。

操舵室には、右舷側に操縦席が、同席前方の操縦台上に、右舷側から順に機関遠隔操縦用のスロットル及びクラッチ各レバー（以下「機関操縦レバー」という。）、拡声器付漁業無線機、磁気コンパス、レーダーがそれぞれ設けられ、同台の後面に、右舷側から順に機関回転計などを備えた主機計器盤、魚群探知機、舵輪がそれぞれ設けられ、同室屋根の右舷側に拡声器用スピーカーが設置されていた。

#### (2) a 1 受審人の経歴及び釣り客の収容方法

（省略）

また、a 1 受審人は、平素、釣り客を岩場から収容する際には、

操縦席に腰を掛け、右手で機関操縦レバーを、左手で舵輪をそれぞれ操作して操船に当たり、潮位によって適当な高さとなる岩場を選び、同岩場の10メートルないし20メートル手前でいったん機関を中立運転とした後、極微速力前進にかけて接近し、槍出し先端が岩場に接触した後は機関を前進にかけ、機関と舵を適宜使用して船体の姿勢を保ちながら、同先端を岩場に押し付けるようにしていた。

### (3) 遊漁船利用者に対する安全対策等

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）では、遊漁船の利用者の安全確保等のため、遊漁船業を営む者に対し、利用者の安全の確保等に関する事項を定めた業務規程を作成すること等を定めていて、Aの業務規程には、第3条に遊漁船の利用者の安全を第一に考える旨が、別表6に出航中止基準及び帰航基準として、波高3メートル風速毎秒10メートル（以下、風速については毎秒を省略する。）視程500メートルのいずれかの状況になった場合、出航を中止及び帰航する旨が、別表9に安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項として、磯等渡しをする場合は、利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回する旨がそれぞれ記載されていた。

また、第七管区海上保安本部は、そのウェブサイトに掲載したマリレジャー安全レポート第119号（平成27年10月）において、釣り愛好者に対し、救命胴衣着用のほか、海中転落防止のため、とっさのとき何かをつかめるよう片手は常に空けて移動することについて注意喚起をしていた。

### (4) 蓋井島北部西岸の状況

蓋井島は、山口県吉母漁港の西方約4海里沖合に位置し、南方に面する同県蓋井島漁港以外、周囲のほとんどが崖海岸で、磯釣りに

適した岩場が多数あり，響灘に面する北部西岸には，急な斜面の下方に三ノ鼻と呼ばれる幅10メートルないし20メートル長さ約50メートルの北西方に張り出したひな壇状の岩場があった。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは，a1受審人が1人で乗り組み，瀬渡しした釣り客を収容する目的で，船首0.5メートル船尾1.6メートルの喫水をもって，平成28年12月29日12時30分蓋井島漁港を発し，蓋井島西岸に沿って北上した。

これより先，a1受審人は，蓋井島漁港を出航する前日及び当日の朝，テレビや電話による天気予報で強風注意報が発表されていることを知り，午前中は穏やかだが午後は風が強くなると予想したものの，定係港とする吉母漁港出航時，気象状況が業務規程の別表6に記載される出航中止基準に達していなかったため，午前中に釣り客を瀬渡しした後，13時頃に収容すれば支障ないものと考えて釣り客18人を乗船させ，04時00分頃同漁港を出航し，蓋井島北東岸から南西岸にかけて8か所の岩場に釣り客を渡し，13時頃に収容するまでの間待機するため，05時40分頃蓋井島漁港に寄港した。

そして，a1受審人は，蓋井島漁港で停泊中，一本釣り漁業で使用する漁具の手入れに当たり，11時頃から船体動揺などにより北寄りの風が強くなったこと及び12時頃には風速が9メートルないし10メートルに達したことをそれぞれ感じたものの，釣り客を瀬渡しした岩場を巡回しないまま，同手入れを続けていた。

12時55分頃a1受審人は，三ノ鼻沖を北上していたとき，防寒着，救命胴衣及び釣り用手袋を着用し，スパイク付きの磯釣り用靴を履いた釣り客a2が，竿ケース，道具箱及びクーラーボックス

各 1 個を付近の岩場に置いた状態で、既に釣りを終えていたことから、同釣り客を最初に収容することとした。

a 1 受審人は、風速約 10メートルの北北西風が吹く状況下、北西方から寄せる波浪による船体の動揺を極力小さくするため、三ノ鼻の南側の少しくぼんだ広さ約 2 平方メートルの岩場から収容することとし、13時00分岩場の南方 15メートルとなる、蓋井島灯台から 333.5度（真方位、以下同じ。）1,690メートルの地点でいったん機関を中立運転とした。

このとき、a 1 受審人は、a 2 釣り客が、両手に荷物を持ったまま檣出しを渡ると、船体の動揺等で体勢を崩したときにハンドレールをつかむことができず、海中に転落するおそれがあったが、同釣り客の服装と装備から磯釣りには十分慣れているように見えたので、特に注意しなくても無難に乗船できるものと思い、荷物を先に檣出しに載せ、片手を空けるように拡声器を使用して指示するなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとることなく、機関を極微速力前進にかけ、015度の針路として岩場に接近を始めた。

a 1 受審人は、操縦席に腰を掛け、右手で機関操縦レバーを、左手で舵輪をそれぞれ操作して操船に当たり、檣出し先端を岩場に接触させた後、機関と舵を適宜に使用して船体の姿勢を保ち、同先端を岩場に押し付けた。

一方、a 2 釣り客は、乗船に先立ち、クーラーボックスを檣出しに載せた後、道具箱と竿ケースを置いてある場所に戻り、右手に竿ケースを、左手に道具箱をそれぞれ持って檣出し先端に向かった。

こうして、a 1 受審人は、左舷方から波浪を受ける状況下、船首を 015度に向けて檣出し先端を岩場に押し付けていたところ、両手に荷物を持ったままの a 2 釣り客が、左足を檣出しにかけたとき

に波浪を受けて船体が右舷方に移動し、体勢を崩して岩場から滑り落ち、道具箱を左手に持ったまま、竿ケースのショルダーベルトが腕に掛かった状態の右手で、左舷船首部のタイヤを取り付けたチェーンをつかみ、しばらく片手でぶら下がっていたものの、13時05分蓋井島灯台から334度1,720メートルの地点において、左舷船首付近の海中に転落した。

当時、天候は曇りで風力5の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、付近には北西方から寄せる波高2メートルないし3メートルの波浪があり、下関市には強風注意報が発表されていた。

a1受審人は、直ちに操舵室内に備えていた救命浮環をa2釣り客に向かって投げ入れ、携帯電話で海上保安庁に救助を要請した。

その結果、a2釣り客は、海上保安庁のヘリコプターによって引き揚げられ、病院に搬送されたが、溺水による死亡と検案された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件釣り客死亡は、強風注意報が発表され、北西方から波浪が寄せる状況下、蓋井島北部西岸の三ノ鼻において、釣り客を岩場から収容する際、釣り客に対する安全確保の措置が不十分で、両手に荷物を持ったままの釣り客が、体勢を崩して海中に転落したことによって発生したものである。

a1受審人は、強風注意報が発表され、北西方から波浪が寄せる状況下、蓋井島北部西岸の三ノ鼻において、釣り客を岩場から収容する場合、釣り客が両手に荷物を持ったまま槍出しを渡ると、船体の動揺等で体勢を崩したときにハンドレールをつかむことができず、海中に転落するおそれがあったから、いつでもハンドレールをつかめるよう、荷物を先に槍出しに載せ、片手を空けるように拡声器を使用して指示するなど、釣

り客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り客の服装と装備から磯釣りには十分慣れているように見えたので、特に注意しなくても無難に乗船できるものと思い、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、両手に荷物を持ったままの釣り客が、左足を槍出しにかけたときに波浪を受けて船体が移動し、体勢を崩して海中に転落する事態を招き、釣り客を死亡させるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

平成 30 年 11 月 13 日

海難審判所

審判長 審判官 福 島 千太郎

審判官 上 田 英 夫

審判官 黒 田 拓 幸